

○長崎県立高等学校の通学区域に関する規則

昭和31年 1月17日

長崎県教育委員会規則第1号

注 令和3年2月から条文沿革を注記した。

〔長崎県公立高等学校の通学区域に関する規則〕を、ここに公布する。

〔長崎県公立高等学校の通学区域に関する規則〕を、次のように定める。

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則

第1条 この規則は、長崎県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域を定めることを目的とする。

第2条 高等学校の全日制の課程における普通教育を主とする学科（以下「普通科」という。）の通学区域（以下「学区」という。）並びにその区域及び高等学校は次の表のとおりとする。ただし、第3条第3号に規定するものを除く。

学区名	区域	高等学校名
県南学区	長崎市、西海市（大崎中学校区を除く）、西彼杵郡	長崎東高等学校、長崎西高等学校、長崎南高等学校、長崎北高等学校、長崎北陽台高等学校、西彼杵高等学校
県央学区	諫早市、大村市	諫早高等学校、西陵高等学校、大村高等学校、諫早東高等学校
島原学区	島原市、雲仙市、南島原市	島原高等学校、国見高等学校、小浜高等学校、口加高等学校
県北学区	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市（大崎中学校区に限る）、東彼杵郡、北松浦郡	佐世保南高等学校、佐世保北高等学校、佐世保西高等学校、猶興館高等学校、松浦高等学校、大崎高等学校、川棚高等学校、波佐見高等学校、北松西高等学校、宇久高等学校
五島学区	五島市、南松浦郡	五島高等学校、五島南高等学校、奈留高等学校、上五島高等学校、中五島高等学校
壱岐学区	壱岐市	壱岐高等学校
対馬学区	対馬市	対馬高等学校、豊玉高等学校、上対馬高等学校

第2条の2 前条の規定にかかわらず、他の学区内にある高等学校に志願できる区域（以下「調整区域」という。）及びその高等学校は、次の表のとおりとする。

なお、同一市内にある高等学校については、学区にかかわらず志願できることとする。

調整区域	高等学校名
長崎市のうち東長崎中学校区、日見中学校区、橘中学校区、西彼杵郡のうち長与町	諫早高等学校、西陵高等学校
西海市のうち西彼中学校区、西海中学校区	佐世保南高等学校、佐世保北高等学校、佐世保西高等学校
長崎市のうち池島中学校区、西海市のうち江島中学校区、平島中学校区	全ての高等学校
諫早市のうち琴海中学校区	長崎東高等学校、長崎西高等学校、長崎南高等学校、長崎北高等学校、長崎北陽台高等学校
諫早市のうち森山中学校区	小浜高等学校
雲仙市のうち、瑞穂中学校区、吾妻中学校区、愛野中学校区、千々石中学校区	諫早高等学校、西陵高等学校、諫早東高等学校
東彼杵郡のうち東彼杵町	大村高等学校

第3条 高等学校の次の各号における学区は、県全域とする。

- (1) 全日制の課程以外の課程
- (2) 全日制の課程における普通科以外の学科
- (3) 離島留学制度の実施校（長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領における離島留学特別選抜実施要領に定める実施校をいう。）において、同制度により入学する者

第4条 中学校長は、その生徒のうち特に必要があると認める者については、第2条の規定にかかわらず、他の高等学校への入学を志願させることができる。この場合において、当該高等学校長は募集定員の7パーセント以内の範囲において、入学を許可することができる。

第4条の2 前条の規定にかかわらず、直近3か年における入学者数が募集定員の80パーセント未満である高等学校においては、募集定員の7パーセントを超えて入学を許可することができる。また、通学区域を県全域としている選抜による入学者は7パーセントの枠には含めない。

第5条 第2条及び第4条の規定にかかわらず、長崎県立中学校管理規則（平成15年教育委員会規則第12号）第7条の表の左欄に掲げる中学校を卒業した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる高等学校に通学することができる。

第6条 この規則に定めるもののほかこの規則の施行のため必要な事項は、教育長が定める。

附 則

第7条 この規則は、公布の日から施行する。

第8条 長崎県立高等学校（普通科）通学区域（昭和27年教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則（令和7年9月5日教委規則第10号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。